

箱根町建築行為等に係る道路後退用地整備要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、建築主等の理解と協力のもとに、建築行為等に係る道路後退用地の整備を行うことにより、生活環境の向上を図り、もって住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築行為等 建築物及び工作物を建築、築造しようとする行為をいう。
- (2) 建築主等 建築物及び工作物を建築、築造しようとする者又はその土地所有者をいう。
- (3) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定に基づく道路で公道その他これに準ずる道路をいう。
- (4) 後退線 法第42条第2項の規定によりみなされる道路の境界線をいう。
- (5) 後退道路用地 道路境界線から後退線までの道路としてみなされる敷地をいう。
- (6) 後退工事 後退道路用地に存する建築物、生垣、法面等を除却又は整地し、道路としての使用が可能な状態に工事することをいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、建築主等が狭あい道路に接する敷地に建築行為等を行う場合で、法第6条第1項又は法第88条第1項に規定する確認申請の手続きが必要なものに適用する。

(協 議)

第4条 建築主等は、確認申請を行う前に、狭あい道路に関する協議書（第1号様式）を町長に提出し、後退道路用地の譲渡等について協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議が成立したときは、狭あい道路に関する協議済書（第2号様式）を建築主等に送付するものとする。

(道路境界確定)

第5条 建築主等は、前条に規定する協議を行うに当たっては、狭あい道路の境界を明確にして行わなければならない。

(後退道路用地の譲渡等)

第6条 建築主等は、後退道路用地を町へ有償譲渡若しくは寄附するものとし、有償で譲渡するときは、別に定める基準によるものとする。

2 前項の場合において建築主等は、後退道路用地を譲渡できないときは、当該用地を町に無償で道路として使用させるものとし、第三者に譲渡等をするときは、継承するものとする。

(譲渡等の手続)

第7条 建築主等は、前条の規定による協議が整った場合は、次に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 買取りの場合 後退道路用地買取申出書 (第3号様式)
- (2) 寄附の場合 後退道路用地寄附申出書 (第4号様式)
- (3) 無償使用の場合 後退道路用地無償使用承諾書 (第5号様式)

(測量等の費用負担)

第8条 町長は、後退道路用地に係る境界確認測量、境界石の設置、分筆等の登記に要する費用を負担するものとする。

(減免措置)

第9条 町長は、第6条第2項の規定により無償で町に使用させる後退道路用地について固定資産税減免申請書 (第6号様式) により固定資産税の減免を行うものとする。

(後退工事)

第10条 建築主等は、後退工事が必要なものについて、第7条の規定による手続が終了後速やかに当該工事を実施しなければならない。

2 建築主等は、前項の工事が完了した時は、後退道路工事完了届 (第7号様式) を町長に提出し、その検査を受けなければならない。

(後退道路用地の路面整備)

第11条 町長は、後退道路用地の周囲の路面の状況に応じて当該用地の整備を行うものとする。

(後退道路用地の管理)

第 12 条 町長は、前条の規定により整備された後退道路用地を管理するものとする。

(角地のすみ切り)

第 13 条 建築主等は、確認申請に係る敷地で 2 以上の道路が交差する角地に該当する場合は、すみ切り部分を道路用地として提供することに努めなければならない。

この場合においては、第 6 条から前条までの規定を準用する。

(準 用)

第 14 条 この要綱は、次に掲げるものに準用する。

- (1) この要綱の施行日前に行われた建築行為等に伴い既に後退した後退道路用地
- (2) 法第 42 条第 2 項の規定に準じて、所有者が自主的に後退しようとする後退道路用地
- (3) 幅員 1.8 メートル未満の町道で、町長が特に認めた後退道路用地

(補 則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 小幅員町道の自費工事に対する助成要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に協議済みのものについては、なお従前の例による。